

守口市妊婦健康診査料助成金について

(里帰り出産など妊婦健康診査を他府県の医療機関で受診する場合)

【守口市妊婦健康診査料助成金とは】

対象となる(守口市在籍期間中に妊婦健康診査を受診した)妊婦が、区域外(他府県)の医療機関等において妊婦健康診査を受診した際に負担した、助成対象となる経費(妊婦健康診査に係る保険外自己負担分)について、市が交付した妊婦健康診査受診券の未使用枚数分(1回につき1枚、最大14回)を定額内で償還する制度です。

【交付申請書類について】

① 妊婦健康診査受診証明書類 … 「領収書」+「明細書」または「領収明細内訳証明書(様式1)」**※必ず提出して下さい。**

- 医療機関等が発行する証明書類は、妊婦健康診査の受診確認及び助成金額算定に必要な交付申請書類です。
(注意) 文書作成及び領収書、明細書の再発行に係る費用は助成の対象となりません。

→「領収書」+「明細書」を提出…領収書及び明細書で提出される場合、申請する受診日分をすべて揃えて提出して下さい。
※提出後は返却不可のため必要な人は複写を提出して下さい。未提出の受診分は助成されません。

→「領収書」+「領収明細内訳証明書(様式1)」を提出…妊婦健康診査を受診した医療機関に証明書の作成を依頼してください。

- ② 妊婦健康診査受診申請書(様式2) : 窓口で作成できます。
③ 妊婦健康診査受診請求書(様式3) : 窓口で作成できます。

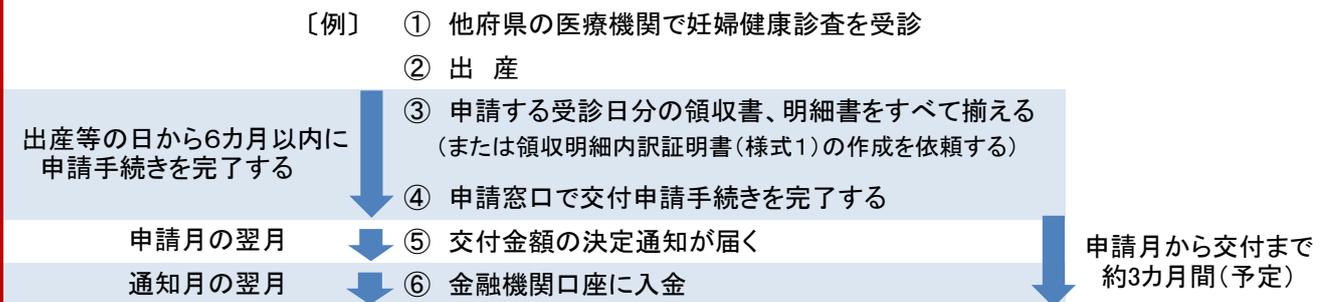
【申請手続きに必要なもの】

- ① 「領収書(複写可)」及び「明細書(複写可)」または「領収明細内訳証明書(様式1)」
② 未使用の守口市妊婦健康診査受診券・補助券(母子健康手帳別冊)
③ 印鑑(朱肉用)
④ 母子健康手帳(妊娠の経過欄)の複写
⑤ 振込先金融機関名(支店名)と通帳等口座番号が確認できる項の複写 **※複写は各自で準備の上、持参してください。**

【申請期間】

出産等の日から起算して6カ月以内(転出後も可) **※申請手続きは申請期間内に必ず完了して下さい。**

【申請手順】



【注意事項】

- ・申請手続きの完了とは、必要な書類を提出し受理されることです。領収書・明細書がない場合、受理することができません。
- ・申請手続きの過程において訂正及び書類不備等が生じた場合、申請関係書類を受理することができません。
- ・申請手続き完了後の処理過程において確認事項等が発生した場合、決定通知及び交付金の支給が遅れることがあります。
- ・申請手続き完了後の処理過程において訂正及び書類不備等が生じた場合、申請の取り消し及び再申請を求められることがあります。
- ・不正な手段などで申請及び助成金の交付を受けた場合、交付決定の取消し及び返還を求められることがあります。

【海外で受診する場合】

(注意) 守口市在籍期間中の受診に限り助成の対象です。

◆**渡航前に必ず申告して下さい。**母子健康手帳の交付がされていない場合の受診は助成の対象になりません。
※交付申請には、妊婦健康診査を受診したこと及び負担金額が確認できるものとして、次のものを必ず提出してください。

- ① 領収書及び明細書
 - ② 領収明細内訳証明書(様式1)
 - ③ 申請する領収済金額を支払った日の通貨レートを確認できる書類
 - ④ 医療機関が発行する妊婦健康診査等の資料(申請の際に診療プログラム、料金の支払方法が特殊など、解説事項が伴う場合)
- ※証明書類に記載の外国語は日本語に翻訳すること、申請する領収済金額を支払った日の通貨レートを基に日本円に換算すること。

【申請窓口】

〒守口市大宮通1-13-7守口市市民保健センター3階 こども家庭センター TEL 06-6995-7833